

第7回練馬区障害者計画懇談会

- 1 日時 令和2年11月9日（月）午後6時30分から午後8時30分
- 2 場所 区民・産業プラザ 3階 ココネリホール
- 3 出席者 **【委員】**
大森委員、小原委員、上月委員、近藤委員、中村委員、
松浦委員、山中委員、萩原委員、藤森委員、加藤委員、
田中（康）委員、浦田委員、黒澤委員、吉井委員、山岸委員、
天沼委員、明石委員、永島委員、田中（幸）委員、山岡委員、
菊池委員、齋藤委員、中島委員、丸山委員
（以上24名）
※欠席 富岡委員、平峯委員、金野委員、金井委員、栗原委員
【区出席者】
福祉部長、健康部長、障害者施策推進課長、
障害者サービス調整担当課長、福祉部管理課長、関保健相談所長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 3名
- 6 議題
 - (1) 開会
 - (2) 練馬区障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画（素案）について
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) その他
 - (5) 閉会

○座長

定刻になりましたので、第7回練馬区障害者計画懇談会を開催します。

お忙しいところお集りいただきありがとうございます。都内のいろいろな行政に関わっていますが、コロナで対面での会議がなかなか開催できないところが多い中、練馬区はこのような会議を積み重ねて、今日で第7回目になります。こういう機会を持つことができるというのは本当にありがたいことだと思っています。そして、今日は大変なご努力の中で計画がまとまってまいりました。皆さんの意見が反映されているものと思いますが、改めてご確認をいただき、皆さんの想いと一致しているか、そういったチェックをしていただければと思います。今日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局から委員の出席状況の確認をお願いします。

○事務局

委員の出席状況についてご報告いたします。

現在23名の委員に出席いただいています。なお、富岡委員、金井委員から欠席のご連絡をいただきました。また、栗原委員からは遅参もしくは欠席との

連絡をいただいております。なお、区側では、石神井総合福祉事務所長、保健予防課長より欠席の連絡をいただいております。

続いて、会議の情報公開と傍聴についてお伝えします。会議は原則公開とし、一般区民の傍聴を可能とします。ただし、傍聴人による発言・録音・撮影は認められません。会議中の発言は録音させていただき、会議録として後日公開いたします。

ご発言の際は、恐れ入りますが、挙手でお知らせください。事務局よりマイクをお渡ししますので、発言の前に、お名前をお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、マイクスタンドを付けたまま机にマイクを置かせていただきますので、そのままお話しいただきますようお願いいたします。活発なご議論をいただくために、公開に際しては発言者個人が特定できないようにいたします。公開前に会議録を各委員の皆さまにご確認をいただいた上で、区ホームページに掲載いたします。

○座長

それでは、議題に入る前に配付資料の確認をお願いします。

○事務局（配布資料の確認）

○座長

皆さんのお手元にきちんとあるでしょうか。それでは、次第2に移っていきたいと思います。練馬区障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画（素案）についてです。素案の案が資料として出ているかと思えます。

区の方で素案は作成されるものですが、改めて本日の懇談会の案件である素案について区から説明をしていただけるということです。それでは、説明をお願いします。

○障害者施策推進課長

本日、素案の案をお示ししています。この障害者計画につきましては、基本理念に掲げています、障害のある方一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自立して暮らし続けることができる共生社会の実現を目指し、区が取り組むべき施策を明らかにするものです。

計画の検討過程では、先日いただいた練馬区障害者計画懇談会意見書のほか、練馬区障害者地域自立支援協議会からの意見や障害者団体等への意見聴取など、多くのご意見をいただきました。素案の作成にあたりましては、いただいた意見を踏まえながら、庁内検討組織である障害者計画検討委員会において、施策等の全体のバランスなどを考慮したうえで検討し、調整を図ってまいりました。その結果、出来る限り計画の中に、ご意見等を反映させていただいたと考えています。皆さまからいただいたご意見一つ一つにつきまして、全てを文言にして書き込むことは残念ながら難しいものですから、「書き足りないのではないか。」とお感じになるかもしれません。これらにつきましては、ご意見の趣旨などを踏まえ、事業実施の際に織り込みながら丁寧に行っていきたいと考えています。

では、資料1からご説明させていただきます。

○事務局（資料1、資料2、資料3の第4章まで説明）

○座長

ありがとうございました。かなり分量が多いですから、前半と後半に分けて進めていきたいと思えます。

前半は資料3の第4章までのご説明ということで、それ以降は後半にしたいと思えます。参考1として出ているこの懇談会の意見書の内容を踏まえながら、計画の説明をいただきました。第3章は相当なボリューム感ですので、その内容をまとめたものが資料2になっています。資料2を見ながら、「どんな事業が新規事業なのか」とか、そういうことを踏まえながら改めて素案の案を見ていただければと思えます。また、具体的な事業が第4章となっています。かなりしっかりと盛り込んでいただいていると思えますが、確認したい点などいかがでしょうか。

発言しにくいようですから、私からよろしいでしょうか。23 ページに、就労継続支援B型の平均工賃月額表が出ています。国や東京都と比べると練馬区は少し低くなっており、高ければよいというものでもないかと思えますが、どういった理由があるのか素朴な疑問としてあります。例えば、「障害の重たい方の割合が多い」とか、何か理由があるのかと思えますので、教えていただければよろしいですか。

○障害者施策推進課長

十分な分析ができていないわけではありませんが、座長からもお話しがあったように重度の方が比較的多いという印象を持っています。資料3の5ページから、障害者の重度化・高齢化の状況をデータとしてお示ししています。6ページが就労継続支援B型の状況で、これは各年度の推移になりますが、例えば、令和元年度では障害支援区分5～6の方が全体の中で5.8%いる状況です。また、高齢化に関しては、50歳以上の方が約3割いる状況です。練馬区ではこのような状況が進んでいるということが背景として一つあると考えています。

○座長

やや高齢の方が多い、年齢層が全体として少し高いかなという印象があります。分かりました。助成金などの審査員をしていると、最近は障害者の事業所のブランド化が議論されたりしていますが、練馬区も工賃をいかに上げていくかというところは、なかなか難しいテーマだと思えます。

その他、いかがでしょうか。

○委員

冒頭になりますが、前回、懇談会でのこうした皆さまとの議論がどのように計画に反映されたのかは、素案の案をもって各自が確認するとのお話しがありました。そして、今回の懇談会はその素案の案の検討ということで設置をされていますけれども、資料が送られてきたのが金曜日で、作成までには十分ご尽力いただいたかと思えますが、検討するには少し時間が足りなかったことをまずはお伝えしたいと思えます。

その上で、わたしの方からは3点ほどお伺いしたいと思えます。

まず、今回の障害者計画懇談会の委員として知的障害のある当事者が参画しておらず、また障害者基礎調査の回答状況をみても、保護者・介助者が当事者

の意向を考えて回答したというのが知的障害者の区分では約6割だったという状況では、必ずしも知的障害のある当事者の意見が反映されているとは言いきれないという当事者の思いがありました。こちらは以前お伝えしたとおりです。そのような中、毎回この検討会を知的障害のある当事者が傍聴し、本日も傍聴していますが、さらに自主的に検討会を行う中で、彼らの意思を懇談会委員として間接的ながらお伝えしてきました。そして、今回の計画に彼らの意思や願いが「障害者の学び」という文言により明記されたことは委員として非常に安堵しているところです。また、今回、懇談会を通して、知的障害当事者がこうした計画策定プロセスに参画していくことが十分できるということがお分かりいただけたかと思います。次の障害者計画懇談会の委員には、今回当事者の立場で参画できなかった知的障害のある方々等が委員として参画できるよう検討していただき、6年後になろうかと思いますが、そちらに向けて必要な準備をしていただけたらと思っています。今回、自主的に検討を重ねてきた当事者らもできる限り協力させていただきたくと思っていますので、ぜひ区のお考えを伺えたらと思います。

2点目です。資料3の18ページ中段、「(4) 障害福祉サービス事業所の人材確保・人材育成」という取組の中に「(仮称) 福祉人材育成・研修センターを創設します」とあります。今、文部科学省が「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」を設置し、私がおその委員として参加している関係で人材育成の勉強をしたいと思い、先月、練馬障害福祉人材育成・研修センターで開催されている一般区民・支援者向けという研修、タイトルが「知的障害の理解と支援方法について～支援の現場から経験に基づいた考え方を学ぶ～」という研修会に、知的障害当事者と参加してきました。区立福祉作業所の施設長が講師をしておりましたが、どのような内容であったか、わたしの感想は長くなりますのでここでは割愛しますが、当事者の感想をお伝えさせていただきます。「研修会に参加して、知的障害の人たちのことを伝えるとき、ダウン症の方を頑固と言ったり、変な言い方で口真似をしたり、嫌なイメージがつかないかと心配になりました。いろいろな人がいるのに、勝手に決めつけないで欲しいと思いました。終わったあと、参加していた人が講師に向かって「とってもわかりやすかったです」と言っていて、変なイメージが広がってしまったのではないかと心配になりました。でも、研修会はだいたいこんな感じなのではないかと思っています。」というものです。私もこの方と同じ感想を持ちましたが、当事者が不信感を感じるような研修会の在り方では、研修センターの創設を持って人材確保とか人材育成とは言えないのではないかと思います。このことについてのお考えをお聞かせ下さい。

3点目です。資料3のP.31ページ、施策5についてです。第2次みどりの風吹くまちビジョンのアクションプラン(戦略計画)の7の4に、成年後見制度の利用と促進とあり、それを踏まえて、成年後見制度の利用支援の強化という取組内容になっているかと思っています。成年後見制度の用語説明が34ページにあります。このことを当事者と意見交換をした際、「障害が理由で判断能力が不十分」というよりも、「生活・財産・権利を守るための知識や情報の取

得ができずに、そもそも選択肢を持っていないから判断ができない」とか「自分に合った学習の機会がなく、理解を深められないから判断ができない」という考えの方が先にないとおかしいといった意見がありました。施策5で明記されている学びの機会というのの中には、「生活や財産、権利を守るために必要な学びを含んだ学びの機会の創出」という、そういう理解でよろしいかということを確認させていただきたいのと、区民、地域団体、関係機関の協働で既存の学習の機会だけではなく新たに創出していくという理解でよろしいかどうか、お考えをお聞かせください。

○座長

3点にわたってご質問がありました。

1つ目は、知的障害のある当事者の意見をどう反映していくのか。今回は委員として参加されていないが、今後のことも含めてお考えをお聞かせいただきたいということ。

2つ目は、障害福祉人材育成・研修センターにおける当事者についての説明の中で、違和感や疑義を感じたことがあったようで、それに対する見解を伺いたいということ。

3つ目は、成年後見制度の利用に関して、学びの機会との関係における見解。このような3点だったと思いますが、よろしくお願いします。

○障害者施策推進課長

まず、資料の事前送付が遅くなってしまったことにつきまして、改めてお詫び申しあげます。庁内の検討委員会で検討させていただいたということをお話ししましたが、そういった調整の中で皆さまにお届けすることが遅れてしまいました。今回の懇談会の中で議論いただくのに十分な時間が取れなかったことは、大変申し訳なく思っております。改めてお詫び申し上げます。

それでは、3点いただきましたご意見についてお答えさせていただきます。まず、計画策定のプロセスにおいて、知的障害のある当事者の方の関わり方をどのように考えていくのかというところですが、こちらについては、私共もどのようにしてご意見を頂戴しながら策定プロセスの中に参画していただくか、非常に大事な視点だと思っています。今後、ぜひご協力いただければと思っています。よろしくお願いたします。

2点目の人材育成についてです。障害福祉人材育成・研修センターの記載にある創設というところだけでは、人材確保や人材育成には繋がらないのではないかというご意見だったかと思います。私共も、「創設すること」が、すなわち「すぐに良いものができる」とは考えておりません。また、障害福祉人材育成・研修センターの研修内容が不適切であったということについては、こちらから改めて研修センターに伝えさせていただきたいと思います。介護人材育成・研修センターと障害福祉人材育成・研修センターを統合し、今後、高齢化や障害の重度化などに適切に対応できる人材を育成していくには、統合するだけではなく中身の部分が非常に重要です。皆さまのご意見等をいただきながら進めて参りたいと考えています。

3点目についてです。障害そのものを理由として判断能力が不十分というこ

とではなく、学習の状況であるとか、あるいは生活環境というところで判断できない状況を生み出しているということですから、様々な学習の機会であるとか、環境に働きかけることで改善していく部分があるかと思っています。そういった意味でも、学びの機会の充実が非常に大事ですので、私共だけではなく、区民や地域団体、関係機関といった様々な人たちとの協働で取り組んで参りたいと考えているところです。

○座長

ありがとうございました。障害福祉人材育成・研修センターは、私も関わっており、知的障害のある当事者の方が委員に入って運営について協議をしています。そういったご意見があったということは、しっかり運営協議会の中で話し合いたいと思います。反省していきたいと思います。

○委員

資料2について、一つだけ。APというのは何の略でしたか。

○障害者施策推進課長

APというのは、アクションプランの略になります。アクションプランというのは、第2次みどりの風吹くまちビジョンにおける実施計画ということで、アクションプランと読んでいます。それに記載している事業ということです。

○委員

資料3の18ページ、「(3) 住まいの確保・地域生活の継続」のところで分からない言葉があるので教えてください。居住支援法人や居住支援協議会、自立生活援助など、新しい施策には期待していますが、自立支援援助の幅がはっきり見えないということと、居住支援法人がどういうものなのか分かりません。どこが運営しているのかなど、そのあたりを教えてくださいました。

○座長

居住支援法人など新しい言葉ですからね。

○委員

説明は書いてありましたが、読んでも分からなかったのです。

○座長

一言でいうと、障害者の住まいとなる民間賃貸住宅の確保、その支援を一緒にやってくれる法人のことです。

障害のある方がお一人でアパートを探すのは大変ですよ。居住支援法人は、住むところを探すお手伝いや、その後の見守りをしてくれます。

○障害者施策推進課長

居住支援法人については座長からお話がありました。例えば、アパートを借りる時に一人だとなかなか借りられない方がいらっしゃいます。高齢者や障害者など、住宅確保要配慮者と言っていますが、民間賃貸住宅の入居に関して、情報提供や生活支援をやっていただける法人です。居住支援協議会は、そういった住宅確保に配慮を要する方の民間賃貸住宅への円滑な入居をスムーズにできるように、不動産関係団体や区などで構成する協議会のことです。

○座長

障害のある方が地域でアパートを見つけようとすると、ご承知のように不動

産屋さんを何件も回って、ようやく1件物件を紹介してくれるかどうかということがいまだにあります。ですから、協力してくれる大家さんとか、住まいをどう確保していくのかということがこれまで議論されてきており、住宅セーフティネット法という法律も改正されました。

○委員

居住者支援協議会もまだ設置されてから何年も経っていません。もう少し情報提供やPRをしていただけたらと感じています。

○座長

ありがとうございました。もっと知らせてほしいというご趣旨でした。

他にいかがでしょうか。公募委員の方々、分からない言葉などありましたら、区民目線で聞いていただければと思います。

○委員

資料3の33ページの真ん中あたりに、「精神障害者の社会参加と地域理解の促進を図るため、安心して立ち寄れる地域の居場所に関する情報を集約し、発信していきます。」とありますが、安心して立ち寄れる地域の居場所というのは、どこを想定されているのでしょうか。例えば、今すでにある「きらら」や「ういんぐ」といったものを想定しているのでしょうか。

もう一つは、これを情報発信することですが、どういうツールを使って発信していくのか、その2点を教えていただきたいと思います。

○関保健相談所長

居場所事業については、区のアクションプランに位置づけられているものになります。様々な不安や悩みを抱えている精神障害者は多いと思っています。そのような方はやはり地域で孤立しがちなのではないかと思いますので、孤立せず地域に繋がって生活していくためには、自分の住まいだけではなく、地域の中に通える場所、安心して居ることができる場所が大事だと考えます。「どこで」ということにつきましては、来年度以降に事業化する予定ですが、広く集めていきたいと思っています。

また、発信の方法ですが、冊子やリーフレット、区のホームページで周知をしていきたいと思っています。こちらにつきましては、障害者団体等を含めて、地域団体にもご参画いただきながら作っていきたいと考えています。

○座長

既存の施設以外に新しいものができるということでしょうか。

○関保健相談所長

新たに場所を作ることは考えていませんが、お話しに出た「きらら」や「ういんぐ」、それ以外にも身近な施設がたくさんあると思います。そういった施設をすべて網羅していきたいと考えています。

○座長

分かりました。ありがとうございました。

○委員

資料3の43ページに、新規で「医療的ケアに対応したショートステイの整備」とあり、令和8年度目標が開設・運営（1事業所1床）とあります。準備

の段階で色々あると思いますので、最初から一気にベッド数が増えるとは思っていませんが、最終的には複数の事業所に1床ずつ出来るのか、どのようにイメージしてよいのか教えていただければと思います。

○障害者施策推進課長

医療的ケアに対応したショートステイの整備について、今考えているのは、開設するのが1事業所でベッドは1床程度になります。複数の事業所で、1事業所あたり1床ということではありません。

○座長

今までなかったものを新たに整備するということですからね。ご質問の趣旨は、複数の事業所で複数床できていくのかということだったと思いますが、まだ作っていなかったものをこれから作るということですので、これは一つの前進かと思います。当面は1事業所1床ということのようです。

○委員

今回、資料が届くのが遅くてきちんと読むことができず、とても残念でした。地域移行の促進についてお伺いします。目標の数字は出ていますが、具体的にどう考えるかどう進めていくのか。18ページの文章だけを見ると、どういう形で一人一人に寄り添って地域移行していくのかという具体策と、その結果として「何人地域移行した」という数字との間に誤差を感じます。区として、具体的にどういう形で進めて地域移行した方が豊かに暮らせるとか、そのあたりについての考え方を伺います。資料2にはこの部分の記載が載っていませんが、地域移行は大きなウェイトを占めるとしますので、教えていただきたいと思います。

○座長

地域移行についての考え方ということですが、いかがでしょうか。

○障害者施策推進課長

地域移行の促進については課題として捉えており、国としても地域移行をどのように進めていこうかということで検討しているところです。このあとに説明する第5章の障害福祉計画の中で、地域移行の数値等をお示ししています。地域移行に関しては、これまで生活してきた状況や施設、障害など、人によって異なりますので、具体的な方法はそれぞれになりますが、地域移行を進めるうえでは、地域における場所の確保が非常に大事になってくると考えます。そういった意味で、18ページの「住まいの確保・地域生活の継続」にある施策と組み合わせながら、地域移行を円滑に進めていきたいと考えているところです。重度障害者グループホームや中軽度グループホームの整備、自立生活援助の利用促進などを組み合わせながら進めていきたいと考えていますし、また、地域移行を進めるためには、基幹相談支援センターを中心として、様々な事業所の連携の中で、安心して生活が送れるようプランを立てていくことも大事だと考えています。

○委員

精神科病院に入院している方はそういう形でできるのかと思いますが、知的障害者の入所施設などになると、全国色々な施設に入所していますし、地域で

十分に暮らせる方なのに今現在入所施設に入っている方もいるかと思えます。入所施設にいる方の実態把握に努めていくという認識でよろしいでしょうか。

○障害者施策推進課長

施設入所者の実態把握は、総合福祉事務所を中心に行っていくというふうに考えているところです。そういったところが、18 ページに記載させていただいている文脈ですので、ご理解いただければと思います。

現在、国でも課題として挙げているのは、入所者の高齢化が進んでいるということ、そして、この間地域移行を進めてきた中で、障害の重い方がまだ施設に入所しているという状況です。地域移行を進めるためには、こちら側の体制づくりがより一層必要になってくると、課題感として持っています。

○座長

障害福祉計画に数値目標が出ており、ご指摘のとおりですが、障害の重たい方が施設に残りつつありますので、なかなか難しいところもあるかと思えます。大事なご質問をいただいたと思います。

○委員

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置と医療的ケアに対応したショートステイの整備について、計画に載せていただき本当に感謝しています。この事業を大切に実現させていただきたいと思えます。

一つ質問がありますが、17 ページ、(1) の丸の3つ目のところで、「今後、重度障害者の利用が増えていくことを見据え、重症心身障害児(者)通所事業を実施します。」とありますが、こちらの日々定員はどのようになるのでしょうか。すでに具体的に計画されているのでしょうか。

○障害者施策推進課長

福祉園での重心通所事業のことかと思えます。こちらについては、民設民営方式ですので、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が運営する予定です。現在、5名程度の利用を考えています。

○座長

先に進まなければなりません。そろそろ最後の質問でよろしいでしょうか。

○委員

引きこもりの人たちが増えている現状で、今このコロナ禍の騒ぎになって、更に先行きも不透明で外へ出られなくなってしまっているのではないかととても心配です。我々も、国も、区でも先の見通しはつかないでしょうが、今後の先行きを非常に心配しています。引きこもったまま本当に出られなくなってしまうのではないかと心配しています。

○障害者施策推進課長

委員がおっしゃられたような状況にある方は今増えているのではないかと考えています。引きこもりという形で問題が見えてくるような方々については、先ほどもお伝えさせていただきましたが、地域精神保健相談員による訪問支援ということで、お宅に伺ってお声がけをするという事業をしています。こういった事業の充実を図っていかなければならないだろうと考えています。

一方、少しずつ出ることができた方には、先ほどご質問にも出ていた安心し

て立ち寄れる居場所の情報提供や、障害者地域生活支援センターでの事業などを総合的に組み合わせながら支援していくことが必要かと思います。それから、地域での孤立を防ぐためには、関係者間のネットワークの中で気づき対応していくということも大事ですので、様々な施策を組み合わせながら進めているところです。

○座長

余談かもしれませんが、私は東京都の引きこもりに係る支援協議会の副会長をしているので一言だけ言いますと、10月30日に中間取りまとめが協議会で発表になっていきますので、もしご関心があるようでしたらお読みいただければと思います。ご心配の点で言いますと、実は引きこもりをしていた方に関しては、皆さん引きこもっていたので精神的なストレスは少なくなっています。そういう声が出ています。一方で心配されているのは、高齢の方の引きこもりが深刻化しているということです。参考までに。もしよろしければ、資料をお読みいただければと思います。あと、よろしいでしょうか。これで最後にしたいと思います。

○委員

資料3の46ページ、就労支援の充実のところ、「就労支援機関等による就労支援」の令和8年度目標についてです。

毎年、障害者が増加しているにも関わらず、福祉施設等から一般就労の年間の障害者数が200名となっており、令和8年度の目標も令和2年度末見込みと同じ数字である理由を教えてくださいたいです。他の事業を見るとどれも増えていますが、ここは増えていません。

○座長

福祉施設等から一般就労した年間の障害者数について、これが令和2年度末見込みと令和8年度目標で同じ数字というのはどうしてでしょうか、というご質問です。

○障害者施策推進課長

年間200人という目標は今のところ達成できている状況で、毎年それぐらいの方を就職させるということで取り組んでいます。特別支援学校からの新卒の方が多いので、そういったことを踏まえて200人という目標を立てていますので、今後、画期的に増えていくというのはなかなか難しいかと思っているところです。

○委員

他の事業はどれも増えていきます。雇用企業の開拓数とか、就労定着支援の事業数も7事業所から8事業所に増えていきます。他が増えていくにも関わらず、200人で変わらないというのは少ないような気がしました。200人で精一杯ということでしょうか。

○障害者施策推進課長

他の部分で取り組んでいるのに、ここの成果として200人というのはどうかというご指摘かと思います。これまで200人程度が就職できるよう、着実に取り組んできました。現在200人程度で推移しているという状況を踏まえて、

令和8年度の目標を設定しましたが、令和8年度の目標について、いただいたご意見を踏まえて再度検討したいと思えます。

○座長

よろしいでしょうか。将来的な推移を見てもこのような目標設定が妥当であると判断されたのでしょうか。他のところは伸びていくという数値目標ですので、ご検討いただけたということですか。

では、先に進めさせていただきます。資料3の第4章まで終わりましたので、第5章以降の説明をお願いしたいと思います。

○事務局（資料3の第5章以降を説明）

○座長

ありがとうございました。第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画について、前は数字の入っていない資料でしたが、今回は数字が入っています。かなりのボリュームですが、ご質問があればお願いします。

○委員

58 ページ、(4) 福祉施設等から一般就労への移行についてです。第4章の施策3でも就労支援に関して色々頑張ってもらえるようですが、就労支援はレインボーワークがメインでやっていくのかなという印象を持ちました。レインボーワークは社会福祉協議会と統合したと思います。障害者の就労支援というのは、生活支援も含まれると私は思っているのですが、社会福祉協議会であるとか、福祉施設からの就労であればご本人が通所していた就労移行支援事業所や就労継続支援A型、B型の事業所との連携と申しますか、そのあたりもレインボーワークが取り組んでいくのかお伺いできればと思います。

○座長

レインボーワークの取組と、区内の他の事業所との連携についてのご質問だと思います。

○委員

レインボーワークでは、区内の就労支援事業所とネットワーク会議を開催しており、日常的に情報交換を行っています。例えば、就労継続支援B型に通われている利用者さんが、就労を目指すということでレインボーワークに相談にきたときは、そのB型の事業所の職員も一緒に就労支援を進めていきます。また、生活支援という意味では、社会福祉協議会の中にも障害者の生活支援を担当している部署がありますので、そこと情報共有しながら生活と就労を一体的に支援するよう取り組んでいます。

○委員

就労定着支援事業ということで何人という数値目標がありますが、ジョブコーチとかなら東京のジョブコーチとか他機関、練馬区内でなくて他の機関だったりそのあたりを利用するとかも考えているということでしょうか。

○委員

ジョブコーチに関しては、今でも、しごと財団のジョブコーチとか、職業センターのジョブコーチなど、集中的な支援が必要な方にはそれらのジョブコーチを利用して就労支援、定着支援を行っています。

○座長

ありがとうございました。では次の質問、ご意見いかがでしょうか。

○委員

国が定めている目標値について、現実とのギャップがあるのではないかと疑問です。施設入所から地域に移行した人数とか、平成30年度や令和元年度の実績を見ると、目標値には届かないのではないかとこの数値に思えます。これは国が定めた目標値なのでこれを目標にする、目標を設定するために努力はしては行くが達成はできないという前提でこの数字が出ているという認識でよいのでしょうか。

○座長

なかなか話しにくいかと思いますが、いかがでしょうか。

○障害者施策推進課長

現在の状況ですが、79ページを見ていただきますと、平成28年度末時点の施設入所者の9%を地域移行させる、それから、平成28年度末時点の施設入所者から2%削減するという目標になっています。国としても、先ほど座長からご紹介いただきましたが、地域移行が進んだ一方で、高齢や重度の方が残っている現状において、国も数値目標を若干下げてきている状況です。ただ、現状の実績からみるとなかなか難しいとは思いますが、数値目標を掲げ、先ほど申し上げたような住まいの確保や関係機関の連携を強化して、安心して生活できる体制づくりに更に取り組んでいくことによって、目標値に近づけていきたいと考えています。

○委員

近づけていきたいと思っている数値だと思ってよいということですね。

○座長

ありがとうございました。先ほど手を挙げた方、お願いします。

○委員

2点あります。聞く機会があまりなく、レインボーワークの方にお聞きしたいのですが、友達で悩んでいる方がいます。計画には就労してすぐに辞めてしまう方への支援について記載がありますが、A型かB型か忘れてしまいましたが、就労継続支援の事業所に10年いて、そのあと一般企業に就職されて11年になる方がいます。最初の頃いろいろ教えていただいた職員が異動してしまい、相談できる相手がいなくなってしまうという現状があります。本人はその会社に勤めていることを誇りに思っていて、生きがいにもなっています。歳をとって体力も落ちていると思いますが、周りから「辞めたらどうか。」と言われても、「絶対に行きたい。」というくらいのやる気があり、そういった場合の相談や支援はレインボーワークでもしていただけるのでしょうか。

○委員

レインボーワークでは、「働いている年数が10年以上なので支援はできません。」ということはありません。ご相談の中には、これまで支援を必要とせずに5年、10年と働いていたが、環境が変わったとか、自身の体力面で課題が出てきたという相談もお受けしています。その方の状況を確認させていただ

いて、支援に入ることもありますので、早めにご相談いただければ対応できるかと思えます。

○委員

ありがとうございました。もう一つは、障害児向けサービスのところ、児童発達支援についてですが、これは区立としてこども発達支援センター以外にも増やしていくというお考えはあるのでしょうか。

○座長

59 ページの部分ですかね。

○障害者サービス調整担当課長

こちらに記載の児童発達支援センターは、区内には、区立こども発達支援センターと、民間の児童発達支援センターと、2か所ございます。これについて、令和5年度末まで引き続き2か所という形の目標とさせていただいています。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○座長

他はいかがでしょうか。時間が限られていますので、遠慮なせずに。私は他の自治体で同じような仕事をしていますが、未設置とかそういう文字が練馬区はほとんどないところがよいですね。きちんと整えられているという印象があります。

○委員

59 ページの(5) 障害児支援の提供体制の整備等の⑥医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について、3年間で5人ということで非常に心強く思っていますが、コーディネーターの皆さんの基本的な所属はどこになるのでしょうか。今後、保護者であるとか、相談したい方はどこに行けばよいのか教えていただければと思います。

○障害者サービス調整担当課長

医療的ケア児のコーディネーターに関しては、今のところ相談支援事業所に配置することで考えています。ただ、実際にコーディネーターの配置とか、どのような役割を担っていただくかなどについては、これから検討していく部分でもあります。関係機関との連携を含めて更に進めていく必要がありますので、すでに設置している医療的ケア児等支援連携会議などにおいて、当事者の意見を伺いながら、練馬区におけるコーディネーターの配置について検討を進めて参りたいと考えています。

○座長

医療的ケア児に関する会議において検討していくということですが。いかがでしょうか、もう1つか2つくらいかと思えますが。

○委員

これまでの私の体験ですが、子ども時代に色々な学校を転校しました。その中で、特別支援学級が学校の中に1クラスくらいはあったのですが、その子ども達は普段は支援学級で学んでいるが、図工や体育、給食の時間には普通のクラスに1人か2人きて、みんなで一緒に過ごしました。小学生だったので、

大きな声をあげたり飛び跳ねたり、後ろから抱きついてきたり、最初はちょっと怖い思いもしました。でも、とてもにっこり笑って人懐っこくて、そのうち怖くないと思いました。特別な支援が必要な障害のある子ども達を1か所に集めるのではなく、みんな一緒に交流することも必要かなと思います。そうしたら、「障害があっても怖くないんだ、仲良くできるんだ。みんな仲間なんだ。」といった体験につながるのかなと思います。

○座長

ありがとうございました。練馬区では特別支援教室が増えていると思いますが、計画の中に盛り込んでいるユニバーサルデザインにも絡んでくる内容だと思います。いわゆる福祉教育、共に学んでいくという機会が大事ではないでしょうかというご趣旨かと思います。

○障害者施策推進課長

貴重なご意見ありがとうございます。まさにそういった普段からの交流が、障害理解の促進につながると考えています。学校では、例えば、副籍交流とかユニバーサルデザイン教室とか、あるいは福祉教育ということで取り組んでいるところです。そういったところにも当事者の方にご参画いただきながら障害理解の促進につなげていきたいと思っており、先ほどご紹介した施策5の中で取り組みたいと考えています。

○座長

施策5で取り組んでいきたいということでした。それでは、そろそろ時間がきておりますが、よろしいでしょうか。

○委員

タブレットの活用とか今言われていますが、私の仲間がタブレットを使ってみて「こんなに出来ると思わなかった。」と、とても喜んでいるという報告を聞いています。タブレットとか情報機器の活用について、今後何か考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○座長

タブレットなどのICTに関するご意見です。

○障害者施策推進課長

今、タブレットのお話がありましたので、改めてご紹介します。33ページの下から3つ目の丸に「新規」とありますが、タブレット端末等を活用して遠隔手話通訳を実施し、聴覚障害者への情報提供を充実させていくことを新規事業として考えています。これ以外にもタブレット等の活用によって様々な障害の軽減につながるものがあると思っています。今後、事業実施の中で検討しながら、活用できるものは活用していきたいと考えています。

○副座長

いろいろな意見が出て、私自身とても勉強になっています。1点だけ私から、64ページ第6章「計画推進のために」、計画策定後の話しですが、この計画自体はここにお集りの方々が読んでもとても難しい用語や内容もあるかと思えます。ましてや、一般区民の方にとっては縁遠いものではないかと思っています。誰のための計画かという、障害のある当事者のための計画でもあるので、

例えば知的障害のある方たちにも分かるような手法として、分かりやすい版の作成などもぜひ検討していただければと思います。今、障害者総合支援法であったり、障害者権利条約であったり、国の国際的な施策でも分かりやすい版というものを編集したり、他の自治体でも分かりやすい版を作っているところがあります。

ぜひそういったものも検討していただけたらと思った次第です。

○障害者施策推進課長

今、副座長からお話しいただいたように、この計画が当事者の方々にとってどれだけ身近なものになっていくのかということは、今後の計画実行にあたっても大事であると考えています。分かりやすい版というのが、どのような形が良いのか様々なご意見があるかと思っています。分かりやすい版とおっしゃっていただきましたが、どのように皆さまの元に届けていくかというところは、今後、検討しながら進めていきたいと考えています。

○座長

概要版ではなく、分かりやすい版がよいですね。区民の方にも馴染んでいただく、当事者の方にも見ていただく、とてもよいアイデアだと思います。

○委員

様々な資料を読ませていただいて、一つ思ったことがあります。人材育成について、今まで手話講習会などがありました。手話に対するコミュニケーション、知識を持っていただくことが大事だと思います。聞こえない人とコミュニケーションを取るために、これまで手話講習会などで学んでいただき、知識を重ねていったと思います。

職員の中で、講習会で学んだ資格を持った人たちがいらっしゃいますか。今後、手話通訳などの資格を持ちたいという気持ちを持っている方はいらっしゃるのでしょうか。

○座長

区職員の中にいるのかということでしょうか。

○委員

そうです。手話通訳などの知識を持っている方、資格を持っている方、今まで手話の勉強をされたことがある方が職員の中にいらっしゃるのか。また、今後、手話を学びたいと思う方がいるのかということをお伺いしたいと思います。

○座長

手話の資格をお持ちの方がいるのかということ、そして、手話を学びたいと思っている方がいるのかということ。レベルが違いますので、分けてお願いします。

○障害者施策推進課長

まず、手話の資格、あるいは、手話を学んだ経験ある職員については、おります。手話通訳の資格を持っている者、それから講習会などで手話を勉強していた職員は複数名おります。

それから、手話を学びたいということですが、職員が自主的につくっている手話サークルもいくつかあると聞いていますので、意欲的に学んでいる職員も

一定程度いると思っています。

○委員

それについて、障害者計画の人材育成のところに盛り込んでいますか。

○障害者施策推進課長

ここでいう人材育成は、障害福祉サービス事業所の幅広い人材育成ということで考えていますが、職員の人材育成も同時に重要だと考えています。広い意味で障害福祉サービス、手話を含めたサービスについて、育成は必要だろうと考えています。計画に記載のないものにつきましては、事業実施の中で取り組んで参りたいと思います。

○座長

時間がきておりますので、あとは個別でお願いできればと思います。それでは、次第3、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（資料4の説明）

○座長

ありがとうございました。コロナ禍の中でも説明会を開く方向で進めているということです。いかがでしょうか。

○委員

説明会についてですが、このコロナの状況を考えると、あまり集まれないと思います。なるべく広く説明するような機会や方法など、他には考えているのでしょうか。

○座長

場合によってはオンラインということもあるのでしょうか。

○障害者施策推進課長

現在、オンラインでの説明会は考えていません。素案の説明については、障害者地域自立支援協議会、あるいは団体の方々へのご説明など、広く伝えていきたいと考えています。

○座長

よろしいでしょうか。

○委員

視覚障害者への情報提供ですが、点字版区報は一般の区報の抜粋版ということで、どの部分が抜粋されているのか分からない中で作られています。今回、区報にはどういった内容が掲載されるのかということをお教えいただければと思います。また、説明会の際の資料についても、どのようなものをお考えが併せてお伺いできればと思います。以前の説明会の際、事前に「何人参加されますか。」と問い合わせがあったにも関わらず、当日行ったら点字資料もなく、プロジェクターを使って説明されたことがありました。

○障害者施策推進課長

事前にご相談いただくことにはなるとは思いますが、点字や拡大版の資料、あるいは手話通訳などの情報保障はさせていただきたいと考えています。

○委員

区報には、抜粋ではなく、皆さんと同じような文章が載るのかを確認してい

ただければと思います。

○障害者施策推進課長

点字版の区報がどのような掲載になるかは、確認をして後日ご連絡させていただきます。なお、区ホームページには、素案を全文掲載いたします。

○座長

ありがとうございました。情報保障はとても大事な議論だと思います。

○障害者施策推進課長

1点追加でお伝えします。本日、さまざまなご意見を頂戴しましたが、今日お寄せいただけなかったご意見については、今週中でしたら、何らかの方法で事務局までいただければと思っています。

よろしく申し上げます。

○座長

まだ間に合うということです。追加で何かありましたら、事務局までお寄せください。では、最後に福祉部長から一言いただければと思います。

○福祉部長

先日、懇談会から意見書を頂戴しましたが、そちらを踏まえた計画の素案について、本日も様々なご意見をいただきました。ありがとうございました。

時間のない中で、皆さまにはよく資料を読み込んでいただけたと思っております。また、いくつか記載の見直しが必要なご指摘がありました。これから適宜手直しを行っていきたいと思います。今後、この計画の素案を区議会にお示しし、パブリックコメントなどで広く区民の皆さまのご意見を伺っていきたいと思います。併せて、関係団体の皆さまにも個別説明の機会を設けさせていただければと思っています。

現在、国におきまして、次年度からの報酬改定の検討をしています。これに伴う制度改正等があれば、必要に応じ、素案の更新を行っていきたいと思っています。また、コロナ関係の記載も、成案化する段階では最新情報を反映させたいと思います。

今回の開催は3月と少し間が開きます。暮れのあいさつには相当早いですが、今年1年皆さまには大変お世話になりました。ありがとうございました。来年も引き続きよろしく願いいたします。

○座長

ありがとうございました。もう暮れのあいさつになりますね、早いですね。

それでは、最後に事務連絡をお願いします。

○事務局

今回の懇談会は、来年3月の開催を予定しています。詳細が決まりましたら、各委員へ改めてご案内させていただきます。

○座長

ありがとうございました。以上を持ちまして、第7回障害者計画懇談会を終了させていただきます。